

目 次

規 則	ページ
8 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
6 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正……………	2
7 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の一部改正……………	2
公 告	
新潟県市町村総合事務組合情報公開条例第 17 条による情報公開の実施状況について……………	3
新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例第 32 条による個人情報保護制度の運用状況について……………	4
公平委員会規則	
3 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	4

規 則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 30 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

新潟県市町村総合事務組合規則第 8 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則（平成 16 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補装具に関する事業)	(補装具に関する事業)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 前 2 項に規定する補装具の支給、修理又は再支給に要する費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条第 2 項の規定による補装具の購入又は修理に通常	5 前 2 項に規定する補装具の支給、修理又は再支給に要する費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条第 2 項の規定による補装具の購入又は修理に要す

要する費用の額を勘案した基準（この基準によることができないときは、現に要した費用）の範囲内とする。

6・7 (略)

る費用の額の基準（当該基準に掲げられていない補装具については、現に要した費用）の範囲内とする。

6・7 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 6 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 16 年告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,748 円	13,284 円
20 歳以上 25 歳未満	5,377 円	13,284 円
25 歳以上 30 歳未満	5,967 円	14,255 円
30 歳以上 35 歳未満	6,304 円	17,353 円
35 歳以上 40 歳未満	6,673 円	19,286 円
40 歳以上 45 歳未満	6,926 円	21,393 円
45 歳以上 50 歳未満	7,020 円	23,905 円
50 歳以上 55 歳未満	6,812 円	25,257 円
55 歳以上 60 歳未満	6,313 円	24,859 円
60 歳以上 65 歳未満	5,142 円	19,726 円
65 歳以上 70 歳未満	3,930 円	15,291 円
70 歳以上	3,930 円	13,284 円

附 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第 7 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成 16 年告示第 17

号)の一部を次のように改正する。

平成 30 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

本則の表常時介護を要する状態の項中「105,130 円」を「105,290 円」に、「57,110 円」を「57,190 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,570 円」を「52,650 円」に、「28,560 円」を「28,600 円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

公 告

情報公開の実施状況の公表について（公告）

新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成 18 年条例第 1 号）第 17 条の規定により、平成 29 年度の情報公開の実施状況を次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

1 請求件数

0 件

2 請求方法内訳

方 法	請求書によるもの	口頭によるもの	計
件 数	0 件	0 件	0 件

3 決定内容内訳

(1) 全実施機関

決定内容	公 開	部分公開	非公開	検討中	請求取下げ	計
件 数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 実施機関別件数

決定内容 実施機関	公 開	部分公開	非公開	検討中	請求取下げ	計
管理者	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
教育委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
公平委員会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
監査委員	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
議 会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
件数合計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

4 審査請求の状況

なし

個人情報保護制度の運用状況について（公告）

新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成 18 年条例第 2 号）第 32 条の規定により、平成 29 年度の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

1 個人情報登録対象事務の登録件数（平成 29 年度末時点）

実施機関	登録件数
管理者	35 件
教育委員会	0 件
公平委員会	2 件
監査委員	0 件
議 会	1 件
合計件数	38 件

2 個人情報の開示、訂正及び利用停止別件数

- (1) 個人情報開示請求 0 件
- (2) 個人情報訂正請求 0 件
- (3) 個人情報利用停止請求 0 件

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 30 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 3 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 2（第 2 条関係）	別表第 2（第 2 条関係）

3 下越障害福祉事務組合

機 関	職
事務部局	(略)
<u>中井さくら園</u>	園長
<u>ひまわり荘</u>	(略)

5 新発田地域老人福祉保健事務組合

機 関	職
事務部局	(略)

11 さくら福祉保健事務組合

機 関	職
<u>南部郷 厚生病院</u>	課長
<u>桜花寮</u>	(略)
<u>愛松園</u>	施設長

3 下越障害福祉事務組合

機 関	職
事務部局	(略)
<u>障害福祉 施設</u>	園長、寮長
<u>救護施設</u>	(略)

5 新発田地域老人福祉保健事務組合

機 関	職
事務部局	(略)
<u>老人ホーム</u>	寮長

11 さくら福祉保健事務組合

機 関	職
<u>養護老人 ホーム</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。